

長野県の外国人登録者数の状況

- 法務省による「在留外国人統計」の平成19年12月末現在の数値では、全国の外国人登録者数は、2,152,973人であり、そのうち長野県は、43,336人と全国で第15位である。とりわけ、ブラジル人登録者数は、15,783人と全国では第6位、外国人登録者数に占めるブラジル人の割合は、36.4%と全国で第4位となっている。
- 長野県の調査による県内の外国人登録者数は、平成元年12月末には、8,646人であったが、平成19年12月末には、43,044人と約5倍となり、県人口の1.97%を占めている。
- ブラジル人は、平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正の施行に伴い、日系人が定住者として在留資格を与えられ、活動制限もないことから、製造業への就労目的を中心に来日する日系人が急速に増加してきている。
- 外国人登録者43,044人の国籍別内訳は、ブラジル15,595人(構成比36.2%)、中国10,649人(構成比24.7%)、韓国・朝鮮4,582人(構成比10.6%)、フィリピン4,386人(構成比10.2%)、タイ2,497人(構成比5.8%)の順となっている。
前年度と比較するとブラジル人は93%と若干減少傾向にあり、中国人は109%と増加傾向にある。
- 外国人登録者数の増加率は、平成元年と平成19年を比較すると全国の2.19倍に対し、長野県は4.98倍と高い。
- 外国人登録者を広域別にみると、松本地域が一番多く、続いて上伊那、上小、長野、諏訪地域の順となっている。
- 広域別の国籍の比率をみると、ブラジルとフィリピンは上伊那地域に多く、中国は長野地域、韓国・朝鮮は松本地域、タイは佐久地域が多い。
- 市町村別の人口に対する外国人登録者数の割合は、飯島町7.2%、箕輪町6.1%、御代田町5.6%、南箕輪村4.4%、伊那市4.0%の順で高く、比率の高い市町村は上伊那地域に集中している。
- 市町村別の外国人登録者数では、上田市の5,465人、松本市4,377人、長野市3,575人の順が多い。
- 在留資格別にみると、活動制限のない在留資格を有する者(定住者11,885人、永住者9,192人、日本人の配偶者等8,913人、永住者の配偶者等302人、特別永住者2,908人)は33,200人で、全体の7割以上を占めている。
- 永住資格はここ数年、ブラジル人や中国人が定住や日本人の配偶者等の在留資格からの切り替えにより前年比126%と伸びており、外国籍県民の定住化傾向が見られる。
- 主要在留資格の上位6ヶ国を平成13年と平成19年で比較すると、研修・技能実習では、中国が4倍以上、永住者ではブラジルが7倍以上に増え、定住者では、ブラジル、中国が減少し、フィリピンは2倍以上の増加となっている。

【用語解説】

「外国籍県民」

県内の市町村で外国人登録をして、県内に在住している外国人のこと。

「外国籍県民等」

外国籍県民の他、日本国籍であっても外国に永く居住するなどにより日本語が不自由な者（帰国子女、中国帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人等）も視野にいれている場合に使用する。

「外国人」

法令上又は職務上などで通例となっている場合は「外国人」「外国人児童生徒」と表現する。（例：総務省の「地域における多文化共生推進プラン」では「外国人」や「外国人住民」を使用している）

* 教 育

《現状と課題》

日本は「国際人権規約及び子どもの権利条約」を批准していることから、外国人児童生徒が公立義務教育への就学を希望すれば、日本人と同様に無償で受け入れが、教育を受ける場として外国人学校を選択することも可能である。

しかし、現実には、ニューカマーの子どもの教育について、日本語習得の困難や不就学問題など、さまざまな課題が生じている。

1 外国籍児童生徒の状況

- 平成20年5月1日現在、県内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒は小学校1,207人 中学校551人 計1,758人である。この内日本語指導が必要な児童生徒数は小学校451人 中学校158人 計609人と在籍者の34.6%を占めている。
- 平成20年5月1日現在、県内で外国人登録している学齢期の外国籍児童生徒数は2,703人、就学している児童生徒は2,168人（国公立・私立小中学校、朝鮮初中級学校、母国語教室）、差し引くと不就学児童生徒数は535人で、学齢期児童生徒数の19.8%となっている。ただ、この数字はあくまで推計で、現行の外国人登録制度下では正確な把握ができない状況にある。(A)

2 就学支援の状況

- 日本語指導の必要な児童生徒が通級して学習する日本語教室を設置し、担当教員を加配している。（小学校17校18人、中学校7校7人）
- 外国人児童生徒が多く在籍する小中学校に教員を加配している。（小学校19校19人）
- 高等学校に日本語が不自由な生徒のための生活相談、日本語習得支援、学校生活への適応支援等をする相談員を配置している
- 外国人児童生徒の教育を担う教員の加配定数が基礎定数化していないことから、未だ十分な配置ができていない。(B)

3 指導体制の状況

- 教育事務所での外国人児童生徒指導研修会、総合教育センターでの「外国人児童生徒教育と日本語指導」研修講座等を実施し、指導者の資質向上に努めている。
- 多言語により学校での会話、家庭通知文例等を記載した「みんなともだち、みんな

などもだちⅡ」「みんなともだちⅡ 増補版」を全小・中・高へ配布している。

- 長期的な視野に立った外国人児童生徒に対する教育方針の策定や教育体制の基盤整備が必要であるが、国において明確に定められていない。**(C)**
- 外国人児童生徒の指導にはその置かれた立場や文化的背景の理解も必要であるが、バイリンガル教員などの専門的人材が不足している。**(D)**

4 母国語教室の状況

- 平成20年5月1日現在、県内にはいわゆる私塾である母国語教室（ブラジル人学校）が10校あり、学齢期の子どもたち325人がブラジルの教育課程によりポルトガル語の教科書で授業を受けている。
- 本国政府等からの財政的な支援もないこと、親の就労場所の変更により児童生徒数が大きく増減することなど、母国語教室は経営的に不安定な状況にある。**(E)**
- 母国語教室に通う児童生徒は、義務教育学校に比べ教育費（授業料、給食代、教科書代、送迎代など）が月約5万円と高額な経済的負担をしなければならない。**(F)**

5 教材等の支援

- 平成20年4月1日現在、日本語を指導する教員やボランティアのための教材選びができる「日本語学習リソースセンター」は県内に7箇所あり、日本語教材が1,834冊整備されている。
- 県立図書館では外国図書を2,738冊整備し、学校等に貸し出しをしている。
- 東京外国語大学多言語・多文化研究センターでは三井物産㈱の協力を得て、在日ブラジル人子弟のための教材を開発し、上田市などの学校と連携しながら、教師が授業等に活用している。

ホームページから無料でダウンロードできる。

http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social_02.html

（県民意識調査から）

学校に外国籍児童生徒が増加することについて「外国人の子どもたちも教育を受ける権利があるから、日本の学校が受け入れるのは当然である」「日本人の子どもたちの国際感覚が養われるので歓迎である」が併せて約8割あり、外国人の教育に理解があり、受け入れも好意的であることがうかがえる。

《主な取り組み事例》

【国】

- ◇ 外国人の子どもの不就学実態調査（文部科学省）

平成17年度から平成18年度に12の自治体（1県11市-飯田市を含む）で、個別訪問を行う等の方法により調査を実施した。

【県】

◇ プレスクールの設置（教育委員会）

来日間もない子どもたちが日本語のあいさつ、身の回りの物の名前、日本語での簡単なコミュニケーションなどを学び、早く学校生活に馴染む準備のための教室を上田東小学校、上田南小学校に設けた。（県と上田市のモデル事業）

【市町村】

◇ 教育支援事業（飯田市）

4言語の通訳サポーターを雇用し、学校の要望に応じ派遣する。

【国際交流団体等】

◇ サンタプロジェクト（外国籍児童支援会議）

県・企業・県民が資金を支援会議に提供し、それを原資に母国語教室（ブラジル人学校）に通う児童生徒や学校に就学援助を行い、不就学児童生徒の解消を図る。

◇ 高校進学ガイダンス（長野県国際交流推進協会）

外国人生徒と親に高校進学の説明や助言を県教育委員会と合同で行う。

《今後の取組みの方向性》

○ 外国人登録制度の見直し

国では、外国人登録制度を見直して、新たな外国人在留管理制度の導入及び外国人版の住民基本台帳制度の導入を検討されている。この制度の導入によって、市町村が外国人の居住実態を正確に把握することができ、効果的な就学支援や様々な行政サービスを行うことが可能となる。(A)

○ 教員の配置基準

外国人児童生徒の教育を担う教員の配置基準を明確化し、新たに基礎定数化することを今後も国に要請するとともに、支援が必要な児童生徒に対して日本語指導や生活支援などを行うための専門家を配置するなど、学校支援体制の一層の整備を図ることが望まれる。(B)

○ 日本語指導の整備

外国人児童生徒の日本語指導に関わるカリキュラムや日本語指導のガイドラインなど教育方針の策定をすることが必要である。(C)

○ バイリンガル教員等の採用等

日本語と母国語の両方がわかるバイリンガル教員等を採用・育成し、日本語を十分理解できない児童生徒の学習を充実させることが必要である。(D)

○ 母国語教室の支援

公的な支援が得られないため、経営が厳しい母国語教室に援助を行い、不就学の

減少を図ることが必要である。(E・F)

○ 就学の案内・相談

就学前の子どもに対して、就学ガイドブックの作成や多言語で対応できる相談員を配置し、就学相談に応じることが必要である。

○ 進路や就職の相談

現在行われている進学や就職を希望する外国籍児童生徒、保護者に通訳者を交えた相談会を引き続き開催し、適切な進路が選択できるようにすることが必要である。

○

○

○

○

* 労働

《現状と課題》

1 国の雇用対策

- 平成19年10月施行された改正雇用対策法において、国際競争力強化の観点から、専門的・技術的分野の外国人の就業を積極的に促進していくことを明記し、外国人雇用サービスセンター（東京・愛知・大阪）を中心とした全国ネットワークを活用した就業促進、留学生に対するインターシップ事業の開始、日系人集住地域（県内ではハローワーク松本）に日系人就職促進ナビゲーターを配置し、個別支援を実施している。
- また、法令遵守・雇用管理の適正化の観点から、ハローワーク職員の事業所訪問、社会保険事務局に社会保険未加入の疑いのある事業所の通報、外国人を多く雇用している事業所に対する重点的な事業所調査など実施している。
- 併せて、従来の外国人雇用状況報告は、概ね50人以上規模の事業所からの任意報告であったが、平成19年10月1日から外国人を雇用する全ての事業主からの届出を義務化した。これにより、外国人の雇用状況が明確になるほか不法就労の防止にもつながる

2 外国人労働者の雇用状況

- 県内の平成18年6月1日現在の直接雇用の外国人労働者数は、4,921人で、前年の4,384人と比較すると増加しており、直接雇用事業者数も660箇所と前年の633箇所より増加している。
なお、厚生労働省の平成20年9月の発表によると、直接雇用の外国人労働者数は、平成20年6月末現在、県内では6,909人と大幅に増加した。これは、「外国人雇用状況の届出」が義務づけされたためと考えられる。
- 外国人雇用事業所数は、平成18年6月1日現在で819所であるが、製造業が572所と7割を占めている。
- 直接雇用は4,921人、間接雇用は9,082人で、直接雇用は増えていないが間接雇用については平成7年の2,319人に比べ約4倍に増えている。これは派遣や請負での雇用が増えているといえる。
- 直接雇用されている外国人労働者総数4,921人のうち、職種別では、生産工程作業員が3,991人で全体の約8割となっている。
- 規模別に見ると、300人未満の小規模事業所での雇用が約8割以上を占めている。
- 外国人の多くは、派遣等を通じて、製造業などの単純労働に従事しており、企業

の雇用調整や好条件を求めての転職が多く、不安定な雇用形態にある。(A)

- 外国人労働者はいわゆる3K(きつい・汚い・危険)職場に就労している傾向にある。(B)
- 仕事が来日前と違っていたり、在留資格の活動制限があり、思うように働けずにストレスが加わっている。(C)

3 外国人労働者の相談状況

- 労働局に外国人労働者相談コーナーを設け、毎週月曜日と水曜日に受付している。年々相談は増加し、平成19年は300件の相談があり、解雇、賃金、安全衛生に関する内容が多い。
- 労政事務所の外国人労働に係る労働相談は、年間平均10件から20件である。

4 外国人労働者の労働災害発生状況

- 国籍別ではブラジル人が多く、業種別では製造業が多い。発生件数は年間平均10件から20件である。

5 外国人研修・技能実習

- 外国人研修・技能実習制度は、制度本来の趣旨から離れ、低賃金の単純労働者を確保するために本制度を活用している面もあるといわれており、パスポートの強制管理、最低賃金割れ、労働保険や社会保険の未加入などの雇用環境で働いているという問題が発生している。(D)

(県民意識調査から)

外国籍県民の就労環境に関し、雇用する企業の責任についてどう考えるかの質問に「貴重な労働力として日本人労働者と同様に扱うべきである」「雇用形態に関わらず最終的に企業が責任を持って対応すべき」を併せて6割を超えており、企業が責任を持って対応すべきであると思っていることがうかがえる。(E)

(外国籍県民実態調査から)

来日の目的は「働くため」が55.3%と最も多く、特にブラジル人では、来日目的の85.7%を占めている。また、滞在している期間も5年以上が5割を超えている。これは主に日系人が出稼ぎに来日し、在留期間が長期化しているといえる。

職業は「会社員」が46.9%と最も多く、勤務形態は「派遣社員」が40.7%と最も多い。

《主な取り組み事例》

【国】

◇ 職業紹介

長野、松本、上田、飯田、諏訪、伊那のハローワークで中国語、ポルトガル語による「外国人雇用サービスコーナー」を設置している。

◇ 労働相談

長野労働局労働基準部監督課にポルトガル語の「外国人労働者相談コーナー」を月曜日と水曜日 9:00～16:15 に設置している。

【県】

◇ 労働相談事業

労政事務所では、多文化共生くらしのサポーターの協力を得て、案内リーフレット（ポルトガル語・中国語・英語・タガログ語・タイ語）の作成や労働問題全般の相談に対応している。

【国際交流団体等】

◇ 外国人研修生・技能実習生受入支援（国際研修協力機構長野駐在事務所）

人材育成を目的とした研修実習制度の円滑な事業推進に努めている。

《今後の取組みの方向性》

○ 就業機会の確保

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク、商工業組合及び企業等が連携して就業支援を行うことが必要である。【(A)】

○ 外国人労働者の実態把握

就労する外国人の数を正確に把握するほか、外国人労働者の実態を把握して、各種の施策や取組みに活かすことが必要である。【(A)】

○ 労働に関する情報提供

外国籍県民に県内の職業紹介機関や労働関係相談機関などを積極的に周知し、求人情報や労働関係法令等について情報提供を行うことが必要である。【(B・C)】

○ 労働環境の改善

地域の企業と協議等の場を設けて、社会保険への適正加入や外国人労働者の労働環境の改善を促すことが望まれる。【(D・E)】

○ 企業側の努力

外国人を雇用している企業が、自ら雇用管理の自己チェックを行い、適正な職場環境を築いていく必要がある。【(E)】

○

○

○

○

* 相 談

《現状と課題》

- 県では「多文化共生くらしのサポーター」を長野県国際交流推進協会内に設置し、様々な相談に応じているが、相談件数は平成19年度4,886件あり、平成18年度の4,460件と比較すると10%増加している。相談内容では入国関係、暮らし一般、婚姻・離婚・国籍取得関係が多い。
- 平成20年4月現在、市町村に配置されている外国籍住民相談窓口は、17市町村でポルトガル語14、中国語9、英語7、タガログ語4、タイ語2、スペイン語2となっている。
- 気軽に相談できる相談場所のネットワークをどう作るかや、ネットワークと接触できるようなキーパーソンの人材がないことが課題である。(A)

《主な取り組み事例》

【県】

- ◇ 法律相談会の開催（人権・男女共同参画課）
弁護士及び行政書士による法律・行政相談を休日、通訳付、無料で開催している。

【市町村】

- ◇ 外国籍市民総合相談窓口（上田市）
ポルトガル語での相談を月曜日から金曜日の勤務時間内と、中国語での相談を金曜日の午後に行っている。また、同じ窓口でポルトガル語の外国籍児童生徒支援を行う相談員を教育委員会で配置し、就学案内等の対応をしている。

【国際交流団体等】

- ◇ 在住外国人相談事業（岡谷市国際交流協会）
岡谷市国際交流協会内にポルトガル語、中国語、タガログ語の相談員や英語の国際交流員を配置し、在住外国人からのあらゆる相談に対応する。

《今後の取り組みの方向性》

- 相談窓口の設置
外国籍県民が生活情報を入手でき、日常生活で生じる様々な問題について相談できるよう、相談窓口を設置することが必要である。(A)
- 法律等専門機関と連携した相談体制

専門知識を必要とする相談に対して、的確に対応できるよう弁護士、行政書士や専門性を持つ機関等と連携して相談体制を構築することが望まれる。

* 保健・医療・福祉

《現状と課題》

1 社会保障制度の状況

- 現行の社会保険制度は健康保険と年金がセット加入となっており、帰国などの理由により日本国内で年金を受けられない外国人にとっては年金の費用負担が加入の障壁となっている。(A)
- 年金では帰国者に脱退一時金制度はあるが、3年を超すと一時金が一定額となることから、長期間加入者には賭け損となっている。(B)
- 日本に在住する外国人の年金二重加入問題や保険金掛け捨て問題を解決するため、ドイツ、アメリカ、イギリス、韓国、ベルギー、フランス、カナダと日本の間で、合算制度や相手国での年金間加入義務を免除する社会保障協定（二国間協定）を締結しているが、長野県に多く在住しているブラジル、中国、フィリピン、タイとは協定締結はされていない。(C)
- 派遣会社等の間接雇用では、事業主の都合により加入していない例もある。(D)
- 会社の利益を考え、社会保険や健康保険に派遣会社として事業主負担しない実態がある。(E)
- 言語の問題や社会保障制度等の違いにより、医療保険制度への理解が得られない。(F)
- 外国人は、日本に稼ぎに来ることが大きな目的であり、社会保険を掛ければ、賃金が目減りするので掛けたくないという気持ち強い。(G)
- 社会保険に加入していないために健康診断を受診しない外国人は多い。(H)

2 医療の状況

- 健康保険等に未加入の外国人が医療機関で受診する際、医療費が高額となるために、医療費の高額負担や未払いなどの問題がある。(I)
- 異文化や慣れない食事などによるストレスが増加し、病気への不安を抱えている。(J)
- 言葉が不自由なため健康診断や病院での診療の際、的確に症状を伝えられるか不安を感じている。(K)
- 医療機関への受診にあたって、通訳者が必要な場合があり、通訳者の確保や費用負担が課題となっている。(L)
- 医療通訳をする場合、医療事故につながらないよう専門用語や心構えを身につけた医療通訳者を育成することが課題となっている。(M)

- 最近、病院や外国人の患者から医療通訳派遣の需要が高まっている。(N)
- 平成 20 年度から EPA（日本とインドネシアとの経済連携協定 Economic Partnership Agreement）に基づき、インドネシア人の介護福祉士と看護師の候補者が来日し、東京で日本語研修等を受けてから、長野県内の施設や病院にも受け入れられる予定となっている。また、将来フィリピンからの受け入れも予想される。

（外国籍県民実態調査から）

厚生年金や国民年金の加入状況は、「入っている」という回答が 41.9%で、「入っていない」は 35.4%、「入っている」の国籍別の比率では中国人が約 58%、ブラジル人は 33.7%であった。勤務形態別をみると「正規の社員、研究員等」が 69.4%加入、派遣社員は 34.2%が加入と答えている。また、加入していない理由は、「掛金が払えない」「年金が通算されない」「雇用主の都合」「制度を知らなかった」がそれぞれ 10%台であった。

健康保険又は国民健康保険の加入状況は、「入っている」という回答が 63.2%で、「入っていない」は 19.5%、「入っている」の国籍別の比率では韓国・朝鮮人が約 77.8%、ブラジル人は 58.4%であった。勤務形態別をみると「正規の社員、研究員等」が 76.3%加入、派遣社員は 59%が加入と答えている。また、入っていない理由は、「雇用主の都合」「仕送りや貯金のほうが大事」「制度を知らなかった」がそれぞれ 10%台であった。これは、年金に比べ身近な健康保険には雇用主も本人も理解があることがうかがえる。

医療について不安に思っていることは、「不安はない」という回答が 33.6%で、「病院で母国語が通じない」が 28%の順で多かった。これは、今は元気だから病気にはならないと思っている人が多いことと、病院に掛かった場合はどう症状を伝えられるか不安に思っている人が多いといえる。

《主な取り組み事例》

【県】

- ◇ 外国籍県民救急医療確保対策事業（医療政策課）
救急医療を提供した場合であって回収不能となった際に、その医療費の一部を医療機関へ助成する。

【市町村】

- ◇ 各種保健指導（伊那市）
保健師による訪問指導、ポルトガル語版妊婦指導用ビデオ貸出、伊那保健所とポルトガル語による母親学級の開催をしている。

【国際交流団体等】

- ◇ 医療通訳養成講座（長野県国際交流推進協会）
高い専門性をもった医療通訳を養成する。
- ◇ 医療通訳派遣システム（長野県国際交流推進協会）
医療通訳を登録し、契約病院との間に協定を締結し、医療通訳を派遣するシステムを構築する。
- ◇ 外国人健診（外国人健診実行委員会）
5 地区の協力病院において付き添いや通訳ボランティア付で、多言語による健診を受けることができる。1 人 1,500 円（15 歳以下無料）
【平成 15 年から平成 20 年まで県の委託事業】

《今後の取組みの方向性》

1 社会保障制度

- 社会保障協定（二国間協定）の締結
日本政府はブラジル政府と社会保障協定（二国間協定）に向けた話し合いを始めるとしているが、外国人が社会保険等への加入を促進させるため、さらに他の諸外国と締結するよう働きかけることが望まれる。【(A・B・C)】
- 社会保険等への加入促進
外国人を多く雇っている事業主等に、外国人が社会保険等に加入するよう積極的に働きかけることが必要である。【(D・E)】
- 社会保険等の情報提供
外国人の社会保険等への理解を深めるため、多言語によるパンフレット等を作成し、外国籍県民へ配布できるようにすることが望まれる。【(F・G・H)】
-
-
-
-

2 医療

○ 医療費負担

高額な医療費負担や未払い金問題をさけるため、健康保険等への加入の促進を図ることが必要である。(I)

○ 外国語の対応可能な医療機関の情報提供

日本語の理解が不十分な外国籍県民が医療機関を受診する際、安心して受診できるように医療機関の情報提供を行うことが必要である。(J・K)

○ 医療通訳派遣システムの構築

母国語による医療健診ができる医療通訳派遣システムを構築し、外国籍県民が安心して受診できるようにすることが必要である。(K・L・M・N)

○ 医療通訳者の確保と養成

高度な医療専門用語に精通した多言語による医療通訳者の確保や養成を行っていくことが必要である。(K・L・M・N)

○

○

○

○

○

* 安全・安心

《現状と課題》

安全・安心な地域社会を構築していくためには、災害対応、防疫への緊急対応、交通安全、治安など広い分野において外国籍県民を視野に入れた対応が必要である。

1 防災

- 外国籍県民等については、地理の不案内、言語、文化、生活習慣、防災知識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されていない。(A)
- 大規模災害が発生した際、被災地以外の地域から通訳ボランティアやコーディネーターの応援が必要になる。(B)
- 避難所などで活躍する通訳ボランティアやコーディネーターの人材が不足している。(C)
- 外国人の多くは地震の実体験がないので、災害への備えができていない。(D)

2 感染症

- 麻しん、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症が地域で流行がみられた場合や、新型インフルエンザなど特に注意が必要な感染症が発生した場合には、迅速に外国籍県民へ多言語による注意喚起などの情報を提供することが求められている。(E)

3 治安

- 県民が安心して生活するために、外国人の不法滞在や犯罪への治安対策は当然必要であるが、多くの外国人は平穏にまじめに生活を送っているため、過度に感情的になり、外国人を排除するような動きになることは外国人の人権や尊厳を損ねることになる。
- 外国人犯罪が減少し、ひいては日本人も外国人も共に安心して暮らすことができる多文化共生の社会を実現することが望ましい。(F)
- 学校就学適齢期の子どもが、日本の学校になじめず教育を受けずにいる現実があり、不安定な状況にある。(G)
- 外国人犯罪の検挙件数は余罪多数の広域窃盗事件を検挙したことから平成 19 年は 1,532 件で、平成 17 年から増加傾向にある。また、検挙人員は平成 19 年 294 人で平成 14 年をピークに減少傾向である。
- 全検挙人員の上位 5 国籍は、ブラジル、中国、タイ、韓国・朝鮮、フィリピンの順であり、全体の 86.7%を占める。
- 外国人の共犯率は 78.2%と非常に高く、グループ化の特徴を示している。

- 県内居住者の犯行は88.5%であるが県外居住者との共犯も見られ、県を超えたネットワークを利用しての犯罪を行っている。
- 検挙した刑法犯被疑者の多く(96.7%)は、定住者、日本人の配偶者などの正規在留者である。
- 犯罪は、孤立していることから発生するという要因が大きい。
- 不就学の子は在住期間がわからないと落ち着いて学校へも行けないことなど、就学の機会のない人たちが犯罪に走る傾向にある。H

(県民意識調査から)

日常生活の中で、外国籍県民との間でのトラブルの経験は、「ない」という回答が93.4%であった。

(外国籍県民実態調査から)

日常生活の中で、日本人との間でのトラブルの経験は、「ない」という回答が80.1%であった。

災害時の避難場所は、「知らない」が62.2%であることから、外国籍住民への周知に配慮する必要がある。

《主な取り組み事例》

【県】

- ◇ 災害時語学サポーター育成事業(人権・男女共同参画課)
通訳ボランティアが災害時における心構えや必要な知識向上を図るための研修会を開催する。
- ◇ 緊急時母国語情報の提供(人権・男女共同参画課)
外国籍県民に感染症などの緊急情報を多言語で提供する。
- ◇ 外国人との共生対策モデル警察署(警務課)
上田警察署と飯田警察署をモデル署に指定し、重点的に多文化共生施策を実施する。

【市町村】

- ◇ 防災ハンドブックの多言語化(辰野町)
防災ハンドブックの中の「防災の手引き」についてポルトガル語、中国語、英語で記載している。

【国際交流団体等】

- ◇ 防災リーフレットの作成とネットワークづくり(伊那国際交流協会)

外国人向けに災害時の避難行動などを啓発するためのポケット版防災リーフレットを日本語の他英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、スペイン語で作成し、上伊那郡の市町村、派遣請負業者、日本語教室等に配布するとともに、伊那市役所の外国人窓口でリーフレットや避難所の説明をしている。

また、ホームページや電子メールなどを利用し、上伊那在住外国人に対する情報ネットワークづくりを行っている。

◇ 外国籍住民を交えた防災訓練促進事業（長野県社会福祉協議会）

平成19年度に実施された長野県総合防災訓練に外国籍県民が参加し、災害体験ラリー（地震、大雨、震災模擬体験すごろくなど）で実地体験した。

また、市町村で実施する体験プログラムやブラジル人学校での地震体験教室を支援した。

◇ 事業継続経営（長野県経営者協会）

大規模災害等により事業が中断されるような事態が生じても、事業をいち早く復旧し継続できるよう、関係省庁や業界団体などが事業継続経営（BCM：ビジネス・コンティニューイティ・マネジメント）のガイドラインを公表し、啓発に努めている。

事業継続経営は企業と外国籍県民が多い上田市、飯田市などの自治体、金融機関とも連携し、継続的に実施されてきている。企業は事業継続経営を策定し、計画に基づき経営を行うことで「健全な経営」が保たれ、ひいては非正規雇用、派遣労働者、外国人労働者などの安定雇用もつながる。

《今後の取組みの方向性》

1 防災

○ 避難場所や避難経路の周知

外国籍県民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりを行うことが必要である。

(A)

○ 応援体制のネットワーク

外国籍県民を含む地域住民の安全・安心を確保するため、平素から地域（地域に精通するリーダー等）、自治体等関係機関・団体との情報交換、応援体制のネットワークを築いておく必要がある。(B)

○ 通訳ボランティアやコーディネーターの養成

長野県社会福祉協議会の「災害ボランティア・ネット信州」に登録するなど、広域対応ができる体制づくりを行うことが必要である。(C)

○ 防災訓練への参加

多くの外国籍県民がいることから、地域で実施される防災訓練等に外国人も実際に参加し、地震の体験や災害への対処法を学んでもらうための機会を提供することが必要である。(D)

○

○

○

○

2 感染症

- 麻疹、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症に対する注意喚起の情報提供をした場合について、その流行状況、対処方法、問い合わせ先等迅速に対応できる体制を整備する必要がある。(E)
- 特に新型インフルエンザについては、短期間に県内全域にわたり感染が拡大し、健康被害も広範に及ぶおそれがあることから、外国籍県民にも個人や家庭での予防方法と事前準備の周知や発生状況、相談体制、医療機関などの情報を提供する体制の整備が必要である。(E)

○

○

○

3 治安

○ 防犯教室等の開催

防犯教室、非行防止や安全教室を開催するなど、交通事故や犯罪に遭わないための情報発信の推進や関係機関と連携した防犯対策等の充実を図ることが必要である。

(F)

○ 不就学問題

将来における地域の治安維持につながることから、外国籍児童生徒の不就学問題を少しでも解決することが必要である。**(G・H)**

○

○

○

○

* コミュニケーション支援

《現状と課題》

1 多言語による情報提供

- 外国籍県民は地域で生活する上で近隣住民とのコミュニケーションがうまくできなかったり、住民としての必要な行政情報を含め各種情報が伝わらなかったりする場合がある。(A)

2 日本語学習支援

- 県内には平成 20 年 4 月現在、県で把握している日本語教室は約 55 校、親と子の日本語教室は 6 校あり、市町村や国際交流団体、支援するボランティア等で運営されている。
- 就労している親は長時間労働をしているためなかなか日本語を学ぶ時間が取れない。企業における日本語教育も今後の課題である。(B)

(外国籍県民実態調査から)

日本語の理解度では、「簡単な日常会話ならできる」「日常生活に支障がない程度にできる」の回答が全体の約 7 割あり、概ね日本語には自信を持っていることがうかがえる。

日本語を学びたいと思うかでは、「思う」という回答が 89.2%あり、日本語はある程度できるが、正確な情報を得るためには漢字などの難しい日本語をもっと覚えたいという学習意欲の表れではないか。また、「思う」と答えた方の学び方の方法では、「日本語教室に通う」が 44.7%と最も多い。続いて、独学や知人・友人からの順となっている。

行政の施策で特に必要と思われることでは、「外国人へ日本の生活ルールや習慣・文化を周知」「情報提供の充実」と「外国人に対する相談体制や多言語での情報提供の充実」を併せ約 5 割を超えている。

《主な取り組み事例》

【県】

- ◇ 母国語情報提供事業（人権・男女共同参画課）
母国語情報誌を日本語の他 6 言語で発行している。
- ◇ 生活ガイドブック提供事業（人権・男女共同参画課）

ニューカマーズガイドを日本語の他 8 言語で作成し提供している。また、外国人登録に訪れた希望する外国人に市町村の窓口で、県ホームページからダウンロードし配布している

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/tabunka/newcommers/newcommerstop.htm>

【市町村】

◇ 生活支援事業（飯田市）

ごみカレンダー、国民健康保険説明書、納税通知書の多言語対応、ごみ袋やごみ集積所看板の多言語表記をしている。

◇ 日本語指導者養成講座（上田市）

日本語を指導しているボランティアの養成講座を実施している。また、日本語教室のネットワークづくりをしている。

【国際交流団体等】

◇ 多言語の情報提供（岡谷市国際交流協会）

多言語によるニュースレターの発行やホームページへの生活ガイドの掲載をしている。

◇ 教育支援（Azumino ハートネットワーク）

公民館事業の一環として週 1 回日本語教室を開催している。併せて、中学、高校への進学サポートもしている。

《今後の取組みの方向性》

○ 多言語による情報提供

外国籍県民に対して、地域生活において必要となる生活情報等を広報誌やインターネット等を使って多言語で提供することが必要である。〔A〕

○ 外国籍県民が地域の中で孤立することなく日本人と共に暮らしていくためには、日本語によるコミュニケーションが必要であり、同時に日本の社会制度や風習習慣、文化等について理解を深めることも必要である。〔B〕

○ 日本語教室の充実

日本語の習得の希望がある外国籍県民に対し日本語教室等を行政、国際交流団体等、企業が連携し開催するなど、学習の場や機会の充実を図ることが必要である。〔B〕

○

○

* 共生への地域づくり

《現状と課題》

1 相互理解

- 地域で共にくらす住民として、国籍や文化の違いをお互いに理解することが重要である。(A)
- 外国籍県民との交流は地域住民の異文化理解や地域社会の活性化にもつながる。

2 自立と社会参加

- 日本人の意識啓発と共に、外国人の地域住民としての自覚と自立も重要である。
- 外国籍県民が積極的に地域社会に参画することは多文化共生の地域づくりに欠かせない。(B)
- ごみ収集カレンダーを作成しても、外国人が自治会に加入していないために届かない。(C)

(県民意識調査から)

外国籍県民とともにくらしやすい地域社会にするために外国人に期待することでは、「法律や習慣を守ってほしい」という回答が約半数を占め、「行事や活動に参加してほしい」と「出身国の言葉や文化を教えてほしい」がそれぞれ1割台であった。

外国籍県民とどう関わりたいかでは、「方法がわからない」「積極的に話しかけたい」「支援活動に参加したい」「交流の場を企画したい」という回答は合わせて7割を超え、「関わりたくない」は14.7%と少数なことから、きっかけさえがつかめればなんらかの形で関わりたいと思っていることがうかがえる。

(外国籍県民実態調査から)

日本にどのくらい住みたいかは、「永住したい」と「わからない」が共に約3割で、まだ、将来を定め切れていない外国人が以外に多かった。

地域のお祭りや自治会、清掃活動などの地域活動への参加状況では、「都合がついたとき参加」が31.5%で、「参加したくない」は2.7%と少数であった。都合がつけば参加したいが、仕事が忙しく参加できない状況にあるかのかもしれない。

《主な取り組み事例》

【県】

◇ 国際交流員設置事業（国際課）

米国、オーストラリア、中国、韓国の国際交流員を設置し、学校や国際交流イベント、市民講座への派遣などを通じ、異文化理解のための活動を行っている。

◇ みんなですすめる人権尊重プログラム（人権・男女共同参画課）

県民から外国籍県民をはじめとする様々な人権に関するプログラムを募集し、積極的に参加・体験でき、人権尊重意識を高める効果が高い事業に助成している。

【市町村】

◇ 文化交流&相談事業（立科町）

外国籍町民を対象に、多文化コミュニケーションの集いを開催し、交流を図るとともに生活相談会を行う。

【国際交流団体等】

◇ たべものお国自慢交流会（坂城町国際交流協会）

参加者が手作りの各国の台所料理を持ち寄り、食べ物を通じて国際交流を図る。

◇ 異文化理解講座（波田町国際交流クラブ）

ブラジル、中国、フィリピンなどの国ごとに異文化理解講座を開催する。

《今後の取組みの方向性》

○ 地域住民への多文化共生社会の啓発

住民、企業、国際交流団体等に対して、多文化共生社会の実現を図るための啓発を行うことが必要である。

○ 地域社会への参画

外国籍県民が地域社会に参画しやすいように、地域社会の実情に応じて外国籍県民の受入れ体制を構築することが望まれる。

○

○

○

* 各取組み主体の役割分担

多文化共生に関わる取組みは、国・県・市町村と外国籍県民を支援する国際交流団体等、外国人労働者を雇用している企業、その他の関係団体が多文化共生施策の推進に効果的かつ効率的に連携して取組むことができるよう以下に整理した。

ただし、以下の役割分担はあくまで例示であり、各取組み主体においてそれぞれの実情に応じ、適切に取組むことが望ましい。

区 分	国、国の関係団体	県、広域の国際交流団体	市町村、地域の国際交流団体	企業、関係団体等
(団体の例)	(国際研修協力機構、自治体国際化協会、国際協力機構駒ヶ根青年海外協力隊等)	(長野県国際交流推進協会等)	(岡谷市国際交流協会、伊那国際交流協会、外国籍県民支援団体等)	(長野県経営者協会、連合長野、長野県社会福祉協議会、大学等)
基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入にかかわる基本的な考え方の提示 多文化共生社会の実現するための諸制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の境界を超えた広域的な課題への対応 専門的人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入の礎自治体としての行政サービス提供主体 地域の実情を踏まえ外国人住民を直接支援する主体 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を雇用する企業の社会的責任の履行 行政や関係団体との連携・協働
具体的役割	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 企画立案、総合調整をする組織と特命大臣の設置 推進大綱の策定 外国人の居住実態が把握できる外国人登録法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と関係団体の連携を図る協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における関係団体間のネットワーク化を図る。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒への教育基本方針策定 教員の加配定数の基礎定数の把握 不就学実態の把握 		

区分	国、国の関係団体	県、広域の国際交流団体	市町村、地域の国際交流団体	企業、関係団体等
具体的役割		・外国人学校への支援		
	労働	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の適正な雇用・労働条件を確保するよう指導監督 ・外国人研修・技能実習制度について受入企業等への指導監督 ・就業機会の確保 ・外国人労働者の実態把握 ・労働の情報提供 ・労働環境の改善 		
	相談	・相談窓口の設置		
	保健・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障協定(二国間協定)の締結 ・社会保険等への加入確認の徹底 ・社会保険等の情報提供 		
	安全・安心	・犯罪人引渡し条約の締結		
	コミュニケーション支援	・感染症情報、防火情報などの多言語化の推進		
	共生の地域づくり			